

## 「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の改定

## 1 概要

現行の「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」（以下、「実行計画」という。）が平成27年度末で終了することから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の三に基づき、平成28年度以降の温室効果ガス排出量削減等の推進を図るため、実行計画を改定する。

改定にあたっては、国、都等における政策動向や方針、計画期間中に想定される環境変化（人口増加、区有施設の増改築など）を踏まえる。

## 2 計画の期間

平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5カ年とする。

## 3 計画の対象範囲

区の全ての組織及び施設における事務事業を対象とする。

## 4 スケジュール

平成27年	4月	・作業計画書及び工程表の作成
	5月	・温室効果ガス排出量の把握
	7月	・実行計画における課題の抽出・評価
	8月	・目標と取組内容の検討 ・推進・点検体制の検討
	10月	・改定素案の取りまとめ
平成28年	2月	・改定案の取りまとめ
	3月	・改定実行計画策定